

平成十九年二月六日受領  
答弁第一二二号

内閣衆質一六六第一二号

平成十九年二月六日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出対米開戦通告に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出対米開戦通告に関する質問に対する答弁書

一について

開戦ニ關スル條約（明治四十五年條約第三号）第一条は、戦争の開始には、明瞭かつ事前の通告が必要とされるとの趣旨を規定していた。

二について

当時の外務省の認識につき確定的なことを述べることは困難である。

三について

当時の外務省の事務処理上の不手際によりお尋ねの「遅延」が生じたことは、既に国会等で明らかにしているとおりである。

四について

昭和二十一年に外務省が行った調査においては、関係者からの聞き取り等を行った。

五について

外務省において保管されている文書からは、御指摘の処分を受けた外務省職員を確認することはできな

かった。

六について

国家の重大な局面において、遺憾な事態を招いたと考えている。